

兵庫県公報

平成29年6月25日 日曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示

○ 三木市長選挙と知事選挙の同時執行	1
○ 三木市長選挙と知事選挙の同時執行に伴う投開票の順序	1
○ 淡路市議会議員選挙と知事選挙の同時執行	1
○ 淡路市議会議員選挙と知事選挙の同時執行に伴う投開票の順序	1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第114条の規定に基づく三木市長選挙は、同法第119条第2項の規定により、平成29年7月2日執行の兵庫県知事選挙と同時に行う。

平成29年6月25日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄



兵庫県選挙管理委員会告示第54号

平成29年7月2日執行の兵庫県知事選挙及び三木市長選挙の同時選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、投票及び開票の順序を次のとおり定める。

平成29年6月25日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

- 投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序は、次のとおりとする。
 - 三木市長選挙の投票
 - 兵庫県知事選挙の投票
- 開票を同時に行わない場合の開票の順序は、次のとおりとする。
 - 兵庫県知事選挙の開票
 - 三木市長選挙の開票



兵庫県選挙管理委員会告示第55号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定に基づく淡路市議会議員選挙は、同法第119条第2項の規定により、平成29年7月2日執行の兵庫県知事選挙と同時に行う。

平成29年6月25日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄



兵庫県選挙管理委員会告示第56号

平成29年7月2日執行の兵庫県知事選挙及び淡路市議会議員選挙の同時選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、投票及び開票の順序を次のとおり定める。

平成29年6月25日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

- 1 投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序は、次のとおりとする。
 - (1) 淡路市議会議員選挙の投票
 - (2) 兵庫県知事選挙の投票
- 2 開票を同時に行わない場合の開票の順序は、次のとおりとする。
 - (1) 兵庫県知事選挙の開票
 - (2) 淡路市議会議員選挙の開票